

青い海・緑の大地 人が輝き文化のかおるまち



はまだ

2013

9月15日

災害臨時号



一帯が冠水した国道9号から浜田医療センターの入口付近（浅井町）

雨量が「特別警報」級に匹敵 — 1時間雨量73ミリの豪雨 —

被災状況の概要…………… P 3
被災状況の写真…………… P 4
支援制度・減免制度のお知らせ…………… P 10

総降水量 517.0ミリ 時間雨量 73.0ミリ の記録的豪雨

= 8月の観測史上最大 =

被災された皆さまに
心からお見舞い申し上げます

8月23日からの記録的豪雨により、被災された多くの皆さまに心からお見舞いを申し上げます。

昭和58年の山陰豪雨災害から30年、昭和63年の災害から25年を迎えた今年、8月の観測史上最大となる記録的な豪雨が浜田市を襲いました。今回の大雨では、浜田市全域に被害がわたり、特に浜田自治区東部、金城自治区、旭自治区で大きな被害が発生しました。気象庁は、8月30日から運用を開始した特別警報（数十年に一度の重大な災害の危険があることを知らせる警報）に匹敵するものと発表しています。

災害当初は、国道9号をはじめ、多くの県道・市道が土砂崩壊などにより通行止めとなり、一時的に被災地が孤立する事態が起こり、停電やネット回線の遮断の影響により情報途絶の状況も発生しました。

主要河川につきましては、これまでの治水対策のお陰で氾濫はほとんどありませんでしたが、

短時間に多くの雨が降った影響で、土砂災害により、家屋や道路、農地などにも多数の被害が発生するとともに、支流や側溝が溢れ多くの浸水被害も発生しました。

このような中、被災された皆さまには、大変なご心労とご負担をおかけしましたが、初期における、県警や消防、消防団や地域の皆さまの懸命な活動により、人的被害が無かったことは、何よりも幸いであります。国・県の職員の皆さん、関係機関・団体の皆さんや市職員も含めた、懸命の努力により、ライフラインの多くは復旧を図ることができましたが、交通機関を含めた完全復興は、まだまだこれからです。

市では、災害対策本部を設置し、被災状況の把握に努めるとともに、被災された皆さまが一日も早く安全安心な生活を再建できることを願い、市役所本庁及び各支所に被災者総合相談窓口を設置し、災害復旧支援、生活支援、各種減免などの様々な

相談に応じ、り災証明の発行などを行ってまいりますので、ぜひご活用ください。また、今月中旬には、金城支所に災害復興室を開設し、専任の職員を配置して、関係機関と連携しながら災害復旧に全力で取り組んでまいります。

最後になりましたが、皆さまの生活が一日も早く再建できるよう、市職員一丸となって全力で取り組むことをお約束し、ごあいさついたします。

浜田市長 宇津徹男



被災現場を視察する溝口島根県知事と宇津浜田市長

被災状況（平成25年9月4日現在）

（単位：件）

区分	全体	浜田	金城	旭	弥栄	三隅	
人的被害	人的被害は、ありませんでした。						
住家被害	全壊	3 (6)	2 (4)	0	1 (2)	0	0
	半壊	6 (2)	6 (2)	0	0	0	0
	一部損壊	12 (39)	6 (16)	5 (17)	1 (6)	0	0
	床上浸水	36 (80)	36 (80)	0	0	0	0
	床下浸水	198 (410)	155 (313)	15 (34)	27 (62)	0	1 (1)
非住家被害	全壊	4	1	3	0	0	0
	半壊	0	0	0	0	0	0
	一部損壊	7	4	3	0	0	0
	浸水	68	65	2	1	0	0
土木関係	道路	289	152	70	63	4	0
	河川	107	80	17	10	0	0
	単独災害	562	340	120	72	18	12
	宅地裏山崩壊	100	60	30	10	0	0
農林関係	林地崩壊	308	96	110	99	1	2
	農地	368	137	70	147	6	8
	農道	113	40	40	30	0	3
	林道	49	20	5	20	1	3
	農業用施設	155	44	30	77	3	1
水道関係	断水による影響世帯 32世帯（75人）						

※（ ）内は、世帯員数

気象状況

8月23日から25日にかけて西日本をゆっくり南下した前線に向かって太平洋高気圧の周辺部を暖かい湿った空気が流れ込み、大気の状態が非常に不安定になりました。

この影響で島根県西部では、24日明け方から25日にかけて猛烈な雨が降り、24日午前4時頃からの時間雨量が73.0ミリ、最大の総降水量が517.0ミリの記録的

降水量

な豪雨となりました。

8月25日(日)午前10時30分までの48時間降水量（各地区最大雨量）

気象庁雨量計

- ・浜田（大辻） 382ミリ
- ・弥栄（長安本郷） 194ミリ
- ・三隅（三隅） 231ミリ
- ・浜田市雨量計
- ・浜田（長見） 517ミリ
- ・浜田（宇野） 512ミリ
- ・金城（雲城） 491ミリ
- ・旭（山ノ内） 486ミリ

被害対応

災害対策本部の設置

浜田市災害対策本部

- ・8月24日(土) 午前6時
- （金城・旭に地区対策本部を設置）

避難状況

- 避難所の開設（最大時）
- 浜田・金城・旭自治区
- 16か所・61世帯・188人

交通状況

（平成25年9月4日現在）

道路通行止め

- 市道
- 浜田14路線・金城9路線
- 農道
- 金城1路線

公共交通機関への影響

- JR山陰本線
- 浜田↔益田間
- 列車の運転を再開していません（特急を除く）。
- 江津↔浜田間
- バスによる代替輸送（普通列車の時刻による）を行っています。
- JR三江線
- 江津↔浜原間
- バスによる代替輸送を行っています。

救助活動

- 緊急通報（119番）受信状況
- ・救急 15件
- ・救助 4件
- ・その他 46件
- （大雨に関する相談・報告が37件。うち、被害があるもの16件）

- 避難勧告・避難準備情報の発令
- 避難勧告
- ・8月24日(土) 午前6時5分
- 上府町府中橋付近（下府川左岸が決壊のおそれがあるため）
- ・8月24日(土) 正午
- 内村町地内（雲谷川で土石流のおそれがあるため）
- 避難準備情報
- ・8月24日(土) 午前1時～5時15分 計7件
- 浜田自治区（浜田・石見・長浜・周布・国府）
- 金城自治区（美又・下米原・今福・久佐）
- 旭自治区（今市・市木・和田・都川・木田）

浜田自治区地内



決壊した護岸（下有福町）

敬川の増水により決壊した護岸。氾濫した水は、水田を流出させた。



崩落した道路（大金町）

住宅前の道路が完全に崩落。崩落の影響は住宅の法面まで及んだ。



増水した下府川

水位が上昇している下府川。
(24日、午前6時30分頃)



崩落した道路（大金町）

火の谷川の増水で、道路の路肩が完全に流出した。



決壊した護岸（上府町）

下府川の増水により決壊した護岸。



崩落した道路（大金町）

大雨により、道路の路肩が流出した。

浜田自治区地内



冠水により車両が水没

田町のJR線路下の市道（アンダーパス）が冠水し、車両2台が水没。乗っていた人は避難して無事であった。



浜田第二ダム

建設中の浜田第二ダムが、貯水機能を発揮し、浜田川下流の浸水被害を防止した。



全壊した家屋（横山町）

裏山の崩壊により、全壊した家屋。住民は避難して人的被害はなかった。



増水した浜田川

氾濫危険水位にせまり、氾濫の危険があった浜田川。（24日、午前7時頃）



法面崩壊（田橋町）

法面の崩壊により道路を完全に塞ぐ土砂。



冠水した市役所前

24日、午前7時頃の市役所前交差点。通行する車のタイヤ半分くらいまで水位が達した。

金城自治区地内



道路を塞ぐ土砂（金城町久佐）

法面の崩壊によって土砂が流出し、道路一面が覆われた。



増水した家古屋川

美又温泉前の家古屋川。水位が増し、氾濫の危険があった。



道路を塞ぐ落石（金城町宇津井）

大量の落石により、通行不能となった道路。



道路を塞ぐ倒木（金城町追原）

法面の崩壊による土砂や倒木で、道路が塞がれた。



水田の法面崩壊（金城町今福）

大規模な土砂崩れによって、大量の土砂が稲刈り前の水田に流入した。



崩落した道路（金城町追原）

法面の崩壊により、道路が寸断された。

旭自治区地内



水路の越流（旭町今市）

水路の氾濫により、家屋が浸水した。



全壊した家屋（旭町木田）

裏山の崩壊により、全壊した家屋。住民は避難して人的被害はなかった。



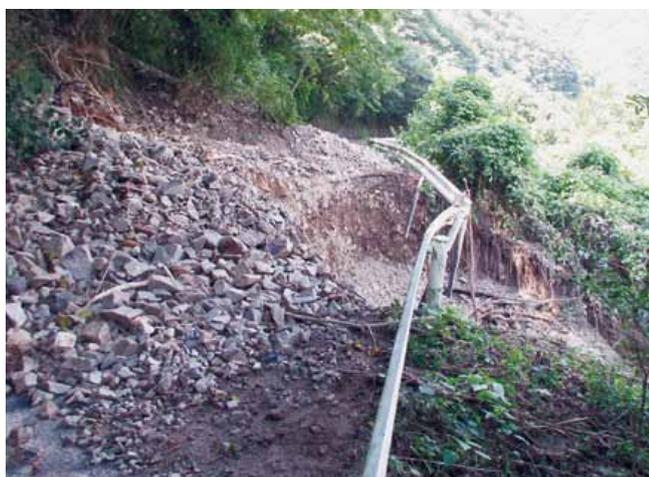
土砂で埋まった道路（旭町本郷）

大規模な土石流により、大量の土砂が道路に流入。完全に道を塞いだ。



山腹の崩壊（旭町木田）

山腹の崩壊により、道路が完全に崩土で覆われた。



崩落した道路（旭町本郷）

土石流と路肩決壊により、ガードレールが基礎ごと崩落した。



道路を塞ぐ土砂（旭町木田）

法面崩壊によって、道路を塞ぐ土砂。この土砂崩れで隣接の空き家が倒壊した。

三隅自治区地内

弥栄自治区地内



道路を塞ぐ土砂（三隅町岡見）
谷間から土砂が流出し、道路に流入した。



道路を塞ぐ土砂（弥栄町小坂）
谷筋から土砂や立木が流出し、道路を塞いだ。



道路を塞ぐ土砂（三隅町井川）
谷間から土砂が流出し、道路に流入した。



法面の崩壊（弥栄町木都賀）
法面が崩落し、水路及び農地に流入した。



水田の法面崩壊（三隅町芦谷）
ため池の水が越流し、水田の法面を崩壊、土砂が水田に流入した。



路肩の崩落（弥栄町三里）
路肩が崩れ、水路に土砂が流入した。



裏山の崩壊で流入した土砂を撤去するボランティアの皆さん



ボランティアの皆さんによって、床下に流入した泥を取り除く作業

募集 災害ボランティアセンター

被災住宅などの片付けボランティアを募集しています。

活動内容 室内の掃除・屋外の掃除・家具などの移動・ごみ出し・泥の撤去 など

受付時間 午前8時45分から

活動時間 午前9時15分から午後4時（移動時間を含む。）

集合場所 浜田市社会福祉協議会
（総合福祉センター内）

装備・持ち物

・ケガ防止のため長袖・長ズボン・長靴・帽子・マスク（防塵のもの）・軍手・ゴム手袋・タオル・着替え

※ 昼食・飲料水は、事前に各自で準備してください。

※ ゴミや資材運搬のため、軽トラックや2トントラックなどを持っている人は、ご協力をお願いします。

問い合わせ先

浜田市社会福祉協議会内
浜田市災害ボランティアセンター
☎080-2889-3542

豪雨災害の義援金を受け付けています

災害により被害に遭われた皆さまを支援するため、義援金の受付を行っています。

皆さまのご支援、ご協力をよろしくお願いします。

受付期間 10月31日(木)まで（平日の営業時間）

義援金の受付窓口

- ・市役所本庁3階総合調整室
- ・各支所自治振興課

募金箱の設置場所

- ・市役所本庁（1階・3階・東分庁舎）
- ・各支所

※ 領収書が必要な場合は、義援金の受付窓口にお越しください。

金融機関口座への振込

受付口座

銀行名	支店名	口座番号	口座名義人名
山陰合同銀行	浜田市役所出張所	普通 3615015	浜田市災害義援金
島根銀行	浜田支店	普通 0329404	
日本海信用金庫	本店営業部	普通 0442381	
いわみ中央農業協同組合	浜田支所	普通 0062853	
ゆうちょ銀行	01220-5-80024		

※ 上記金融機関窓口からの振込手数料は不要です。（金融機関窓口でご確認ください。）

問い合わせ先

本庁総合調整室総合調整係（☎☎9100）

支援制度・減免制度のお知らせ

(申請に必要な書類などがある場合があります。事前にお問い合わせください。)

生活支援制度

被災者生活再建支援金の支給

災害により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に支援金を支給し、生活の再建を支援します。

支援金額

基礎支援金 住宅の被災程度に応じて、最高100万円です。

加算支援金

住宅の再建方法に応じて、最高200万円が加算されます。

申請期間

基礎支援金 災害のあった日から13か月の間

加算支援金

災害のあった日から37か月の間

問い合わせ先

本庁地域福祉課地域福祉係
(☎2593300)

災害土砂の収集

ダンボール箱、土のう袋などに入れて排出された災害土砂を回収します。

※ 排出する場合は、排出場所と分量を連絡してください。

問い合わせ先

本庁維持管理課維持係
(☎259621)

子育て支援

保育所の入所・一時保育など

次のいずれにも該当する場合に、保育を実施します。

- ・ 児童の保護者のいずれもが災害の復旧に従事しているため、児童を保育することができないと認められる場合
- ・ 同居者が児童を保育することができないと認められる場合

保育の期間 保護者が復旧作

業に従事する間 問い合わせ先

本庁子育て支援課保育係
(☎2593300)

就学援助

被災された児童・生徒の世帯で、このたびの災害により、市民税・固定資産税・国民健康保険料の減免、国民年金保険料の全額免除のいずれかを受けた人に、学校で必要な学用品費・給食費などを援助します。

問い合わせ先

本庁学校教育指導相談係
(☎259711)

健康相談・健康チェック

被災者を対象に電話による健康相談・健康チェックを受け付けています。

※ 必要に応じて訪問対応します。

問い合わせ先

本庁地域医療対策課健康推進係 (☎259311)

復旧支援制度

被災住宅に関する支援

消毒の実施・消石灰の配布

被災された住宅に対して、無料で消毒及び消石灰を配布します。

消毒 必要な人は、申し出てください。市で実施します。消石灰 必要数を申し出ていただく。散布は各自で行ってください。

問い合わせ先

本庁環境課くらしと環境係
(☎259420)

し尿のくみ取り補助制度

災害により住宅に被害を受けた人に対して、し尿のくみ取りに要する費用を補助します。

対象者 管理する便槽に雨水などが流入した人

※ くみ取り式のみ対象になります。

補助金額 し尿のくみ取りに要する費用相当額

問い合わせ先

本庁環境課リサイクル推進係 (☎259430)

公営住宅などへの一時入居

住宅が被災し、当面の居住場所の確保が困難な人に、一定期間(原則3か月以内。家屋が全壊の場合は1年以内)、無料で公営住宅などを提供します。

問い合わせ先

市営住宅の一時使用及び家賃の全額免除
本庁建築住宅課住宅管理係
(☎259630)

雇用促進住宅の一時使用及び家賃の全額免除
本庁産業政策課産業企画係
(☎259500)

教職員住宅の一時使用及び家賃の全額免除
各支所教育分室

浜田市宅地自然災害防止事業

災害により住宅に隣接するがけ地(採択基準有り)に崩壊などが発生している箇所について、被災者の一部負担により、災害の拡大を防止する調査及び工事を行います。

自己負担額

事業費の1/4

問い合わせ先

本庁建設整備課土木係
(☎259610)

ボランティア派遣

浜田市災害ボランティアセンターでは、被災住宅にボランティアを派遣しています。

活動内容 室内の掃除・屋外の掃除・家具などの移動・ごみ出し・泥の撤去 など

問い合わせ先
浜田市社会福祉協議会内
浜田市災害ボランティアセンター
(☎080・2889・3542)

危険木の除去

住宅又は道路に危害を及ぼすおそれのある危険木の除去に要する費用の一部を補助します。

対象者 危険木の所有者又は管理者

補助金額 除去費用の1/2以内
※ 1補助対象者あたりの限度額は3万円です(自己労務費は含みません)。
※ 事前に相談してください。

建物裏山崩壊土砂などの除去費用を助成します

このたびの災害で裏山の崩壊などによって、建物の敷地内に堆積した土砂などを事業者へ委託して除去した場合に、その費用の一部を助成します。

- 対象者** このたびの災害で被災した人
- 申請者** 土砂などの除去を受託した事業者
※ 委託した人は、除去費用と助成額の差額を事業者へ支払います。
- 助成金の支払い** 市は、助成額を受託事業者へ支払います。
- 助成額** 土砂などの除去に要した費用の1/2以内(上限額は30万円)
- 問い合わせ先** 本庁建設企画課建設庶務係 (☎259600) 各支所建設課

※ 対象危険木と住宅の所有者が同一の場合は、補助対象外です。

問い合わせ先
本庁農林課農政係
(☎259510)
各支所産業課

各種減免制度

証明手数料の減免

被災者が申請する一部の証明書などの交付手数料を全額免除します。

対象者 災害により居住していた住宅の全壊・半壊、床上・床下浸水、車両(バイクを含む)の流出・浸水の被害を受けた人

※ 総合窓口関係証明については、浜田市民に限ります。

免除となる期間 12月27日(金)まで

総合窓口関係証明
免除内容 住民票・住民票記載事項証明書・印鑑証明書の発行手数料

税務関係証明
免除内容 所得課税証明・営業証明・資産証明・住宅用家屋証明・閲覧(土地台帳・

家屋台帳・公図) など

問い合わせ先
本庁総合窓口課総合窓口係
(☎259400)
本庁税務課税制係
(☎259230)
各支所市民福祉課

税・保険料の減免

被災された人は、申請により税や保険料などが減免される場合があります。

※ 詳しくは、お問い合わせください。市ホームページにも詳細内容を掲載しています。

減免対象・問い合わせ先

市民税

国民健康保険料
本庁税務課市民税係
(☎259231)

固定資産税

本庁税務課資産税係
(☎259233)

後期高齢者医療保険料

本庁医療保険課医療年金係
(☎259412)

国民年金保険料

本庁医療保険課医療年金係
(☎259411)

本庁年金事務所
(☎220670)

介護保険料

本庁高齢障がい課高齢者包括支援係 (☎259321)

浜田地区広域行政組合介護保険課 (☎251520)

保育所保育料

放課後児童クラブ負担金
本庁子育て支援課保育係
(☎259330)

公立幼稚園保育料

私立幼稚園保育料(助成)
本庁教育総務課総務企画係
(☎259700)

法人市民税の申告期限の延長・一部免除

申告期限の延長

災害により決算が確定せず、確定申告書を提出できない法人は、法人市民税の申告期限の延長をすることができます。

一部免除

災害により休業している法人は、法人市民税の均等割を一部免除することができます。

申請手続 本庁税務課に休業届を提出してください。

問い合わせ先 本庁税務課市民税係
(☎259231)

水道料金・下水道使用料の免除

このたびの災害で建物が全壊・半壊・一部破損・床上浸水・床下浸水の被害を受けた場合に、水道料金と下水道使用料を免除します。

○免除額

全壊・半壊・一部破損の被害家屋

次回検針分の使用水量分の全額

床上浸水家屋

使用水量10トン分

床下浸水家屋

使用水量5トン分

○問い合わせ先

水道料金

上下水道部管理課管理第一係 (☎259903)

下水道使用料

上下水道部下水道課管理係 (☎259640)

市民税・固定資産税・ 国保料などの徴収猶予

被災された人は、申請により納税を猶予される場合があります。

猶予期間 原則1年以内

問い合わせ先

本庁徴収課徴収係

(☎259240)

国民健康保険・後期高齢者 医療の一部負担金の減免

被災された人は、申請により入院療養にかかる一部負担金を免除又は減免される場合があります。

国民健康保険

本庁医療保険課医療年金係

(☎259410)

後期高齢者医療

本庁医療保険課医療年金係

(☎259412)

そのほか

り災証明書の発行

各種減免や保険金の請求などで「り災証明書」が必要な場合は申請をしてください。
手数料 無料で発行します。

問い合わせ先

本庁総務課総務管理係

(☎259110)

本庁安全安心推進課防災安

全係 (☎259122)

各支所自治振興課

被災者総合相談窓口の設置

このたびの豪雨災害により、被害を受けた皆さんからの相談窓口を設置しています。

窓口開設時間

午前8時30分～午後5時

(土・日・祝日を除く。)

相談窓口・問い合わせ先

本庁総務課 (☎259110)

本庁安全安心推進課 (☎259122)

金城支所自治振興課 (☎421234)

旭支所自治振興課 (☎451433)

弥栄支所自治振興課 (☎482111)

三隅支所自治振興課 (☎322801)

災害復興室の設置

市では、このたびの豪雨災害の迅速な復旧を図るため、金城支所内に災害復興室を設置します。

編集・発行 浜田市広報情報課

☎0855-22-2612 (代表)

☎0855-22-7840 (FAX専用)

浜田市ホームページ

<http://www.city.hamada.shimane.jp>

メールアドレス

E-mail: info@city.hamada.shimane.jp

〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地

金城支所

☎42-1234

旭支所

☎45-1234

弥栄支所

☎48-2111

三隅支所

☎32-2800